

時期	復旧・復興段階
区分	教育・文化
分野	文化・社会教育
検証項目	文化・社会教育施設の再建

根拠法令・事務区分	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
執行主体	国、県、市町等
財源	国庫補助2 / 3（激甚法） 復興基金（私立登録博物館修理費補助、私立博物館類似施設修理費補助、私立博物館相当施設修理費補助）
概要	<p>文化・社会教育分野の場合、人命や衣食住に直接的に関わるものではないために対策が後回しになってしまう傾向があることはやむをえない面もあるものの、被災者の復興に向けた原動力にもなるため、できるかぎり早期に文化・社会教育施設の再建を図る必要がある。また、博物館及び美術館には、貴重な展示品等が収蔵されており、これらは一定の条件下での保管が必要なものであるが、施設の被災によってその保管に支障を来す場合があることから、展示品等の適切な保管と施設の再建が必要となる。兵庫県内には、数多くの文化施設が所在していたことから、震災によって何らかの被害を受けた文化・社会教育施設が多く、また、避難所として利用された施設もあった。発災直後の混乱期にあつては、収蔵品の適切な保管や被害状況の調査にあたるマンパワーが不足し、また、避難所としての利用の解消と施設の再開との調整などが困難であった。さらに、展示品や資料の収蔵に関しても問題が指摘された。</p> <p>これらの施設の復旧・再開には3ヶ年程度の期間を要したが、ほぼ復旧は完了し、また、文化復興を象徴する施設として、新たに県立美術館が整備された。これらの施設には貴重な展示品や資料が収蔵されているため、災害時における博物館・美術館の収蔵品や図書館の図書資料の保護対策など、文化・社会教育施設の防災対策に万全を期す必要がある。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【文部省】</p> <p>文部省、国立学校及び都道府県職員で構成する調査団を編成し、被災地に派遣し、被災文教施設の応急危険度判定を実施した。[『平成9年度我が国の文教施策』文部省]</p> <p>被災した公立社会教育・文化施設について、耐震設備の整備等も対象とし、平成7年度第1次補正予算までに所要の経費を措置し、災害復旧費補助金を交付した。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p137]</p> <p>被災した公立社会体育施設について、平成7年度第2次補正予算までに所要の経費を措置し、災害復旧費補助金を交付した。また、浄水機能を有する水泳プールの整備や既設水泳プールの耐震性を補強するため、給排水管等の免震処理及び設備危機の固定等を行う耐震補強の整備について国庫補助の対象とした。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p137][『平成15年度文部科学白書』文部科学省]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (社会教育・社会体育施設の復旧 「県」参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>社会教育施設の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月25日、国の現地対策本部を通じ、激甚災害法にかかる補助率の引上げ、私立社会教育関係施設（財団立の博物館、体育館等）の激甚災害法の適用、を要望した結果、激甚災害法の適用

	<p>のほか、県及び県内の8市7町が特定地方公共団体の指定を受けた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p282-283]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、法の適用を受ける施設として、新たに少年自然の家、婦人教育会館、視聴覚センター、柔剣道場等への拡充が図られた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p283] ・私立博物館については、平成7年8月28日に私立博物館災害復旧事業補助金交付要綱が制定され、財団法人阪神・淡路大震災復興基金による支援が行われることになった。これに関する申請事務説明会を、9月18日に申請事務の窓口となる各関係市町に対して行い、10月13日には各関係市教委及び対象施設に対して行った。(私立登録博物館修理費補助、私立博物館類似施設修理費補助、私立博物館相当施設修理費補助) [『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p283] <p>文化施設(ホール)の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定地方公共団体の指定を受けた公立文化施設のうち、ホールについては災害復旧費の国庫補助及び補助災害復旧事業債の適用が認められた。平成6年度は、3施設が他の社会教育施設とほぼ同様のスケジュールで計画書を提出、現地調査を受けた後、補助申請、実績報告、精算までの事務を行った。平成7年度は、4月7日から各市町ホールの事業計画書のとりまとめを開始し、これに基づき、4月24日から6月29日まで、3回にわたる現地調査が行われた。7月18日には、現地調査を受けた23施設が補助金の内定を受けた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p283] <p>社会体育施設の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立施設のうち文化体育館(神戸市)は、スポーツ館を取り壊して改築するとともに、本館を補修した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p283] ・海洋体育館(芦屋市)は、護岸の復旧工事に加え、隆起、陥没した艇置場、陸揚げスロープ等の本格復旧工事を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p283] ・総合体育館(西宮市)は、駐車場近辺に液状化現象、通路等に隆起、亀裂が発生したので復旧工事を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p283] ・弓道場(明石市)は、本館屋根ガワラの損傷、あづちの一部崩壊など大きな被害を受けたが、平成6年度中に復旧工事を終えた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p283-284] ・市町立施設では86施設に被害があったが、うち56施設が激甚災害法に規定する市町の施設であり、そのうち27施設(7市2町)が文部省の補助を受けて復旧した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県,p284] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 社会教育・社会体育施設の復旧状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度までにすべて復旧を完了した。
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】 市立博物館、中央図書館旧館等が破損・倒壊したが、激甚災害指定を受け順次復旧・再開した。 [『神戸の教育の再生と創造への歩み 阪神・淡路大震災』神戸市教育委員会,p152-154]</p> <p>【西宮市】 社会教育施設等については、平成6年度にすべての施設の応急復旧工事を実施するとともに、一部の施設について補修工事を行った。平成7年度には、避難所や物資置場となっていた公民館や体育館などについても、避難所や物資置場解消後に順次補修復旧工事を行った。[『阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括』西宮市,p124]</p> <p>【芦屋市】 芦屋ルナホールは舞台設備と事務所に構造的な被害を受け、また、6月18日までは避難所になっていたため、修復が遅れた。</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>

	<p>【神戸市】 図書館については平成7年12月にはほぼすべて再開したが、長田図書館については被害が甚大であったため、解体し、新長田図書館に機能を移転した（平成7年12月開館）。市立博物館は平成8年1月17日に再開した。</p> <p>【西宮市】 社会教育施設等については、平成7年度内にはすべての工事を完了した。市民会館は、自衛隊の出動や遺骨の引き取り場所、市の災害復旧関係事務所に利用されていたが、平成8年度内には工事を完了した。[『阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括』西宮市,p124]</p> <p>【芦屋市】 芦屋ルナホールは平成9年6月に再開した</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 法令の整備等</p> <p>【文部科学省】 被災文教施設の調査体制の整備 ・文部科学省は、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」を作成し、被災文教施設の設置者などからの要請により、調査団を被災地に派遣し、応急危険度判定に係る調査を実施する体制の整備を図っている。 ・また、被災文教施設の応急危険度判定の調査方法に関する指針として、「被災文教施設応急危険度判定方法について」を策定するとともに、講習会などにより被災文教施設応急危険度判定士の養成にも努めている。 [『平成15年度文部科学白書』文部科学省]</p> <p>国公立文教施設の耐震化 ・阪神・淡路大震災を契機とし、地震対策の充実強化が求められたことから、国立文教施設について耐震診断等を行い、必要に応じて耐震性向上のための工事を実施している。また、公立学校施設については、校舎の耐震補強についで、補助率の高上げ（1/3 1/2）し、その耐震化を一層推進している。 [『平成15年度文部科学白書』文部科学省]</p> <p>美術館・歴史博物館に対する支援 ・文化庁は、美術館・歴史博物館の自主事業に対して支援を行うとともに、学芸員等の向上を図るために、企画展示セミナー、学芸員専門研修会、運営研究協議会など、様々な研修会や講習会を実施している。 [『21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策～ミュージアム・プラン～』（平成8年7月30日、平成10年4月改訂、平成11年3月改訂）文化庁]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 県立美術館の整備 ・震災前の県立近代美術館は、原田の森ギャラリー（県立美術館王子分館）としてリニューアルし、震災からの文化復興を象徴する施設として、新たに県立美術館を整備し、平成14年4月に開館した。 [『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p61]</p> <p>芸術文化センター（仮称）の整備 ・復興のシンボルとなる文化の拠点として、平成17年度の開設を目指して、芸術文化センター（仮称）の建設を着工した。 [『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p61]</p>

	<p>「神戸国際マルチメディア文化都市構想（KIMEC）」の推進[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県,p73]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【神戸市】</p> <p>演劇・美術・映像などの分野における若手アーティストの育成・支援と、地元・新開地の活性化を目指し、新開地に「こうべアートビレッジセンター」を整備した。このセンターは「アートビレッジ構想」の核施設として開館したもので、財団法人神戸市民文化振興財団が管理運営し、業務の一部を大阪ガスの関連会社であるプラネットワークに委託、演劇・美術・映像の各分野に関して専門の企画委員をおく企画委員制度のもとで運営している。</p> <p>神戸市復興計画推進プログラム等に基づき、「20世紀博物群構想」や「音楽のまちこうべ」、「神戸国際マルチメディア文化都市構想（KIMEC）」などを推進している。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>北野の異人館街にある旧米国領事館官舎を神戸北野美術館として地元団体が開設。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>阪神・淡路大震災全般にいえることではあるが、美術館関係の震災復興に関しての問題点として、危機管理システムの不備がある。作品の緊急保全や応急修復だけでも人手が必要であるので、迅速に対応できるシステムを作っておく必要がある。...(中略)...また、収蔵に関する問題点も明らかになった。保存方法として、美術館の一般的なマニュアルとなっている被害防止対策が、今回の震災では役に立たなかった。例えば、湿気や虫の害を避けるため、文化庁が絵画を床に直接置いたり、段ボール箱に入れて保管しないように指導しているが、それを守らなかった方が地震の被害は少なかった。防災のためのスプリンクラーが誤作動して、展示室が水びたしになったという報告があった。発災直後は人命が最優先で、美術品の被害調査どころではなかったという今回の震災が、芸術文化に提示した問題は大きく、難しい。「美術品を何のために、なぜ守るのか」という問いも出されている。(『阪神・淡路大震災復興誌 第1巻』(財)21世紀ひょうご創造協会)兵庫県には劇場、ホールは当時52館あり、その多くが阪神地域に集まっていた。それらのほとんどが何らかの被害を被ったことはいうまでもない。阪神間の代表的な劇場の一つである宝塚大劇場は、スプリンクラーが壊れて大量の水が噴出し、絨毯が使用物にならなくなり、衣裳倉庫も水浸しになり、舞台機構も衝撃で破壊され使用不能となり、このため2月からの公演は中止された。この例のように劇場・ホールの場合は、建物や舞台機構の破壊・破損や一時的に被災者の避難場所となって、本来のホールが使用できなくなり、予定されていた公演などを行うことができなくなった。この年の2月はじめの段階で(震災から2週間後)、震災によって中止や延期になった音楽、演劇、スポーツなどの興行は163件にのぼった。また神戸ポートアイランドにある田崎ホールのように、建物には損傷はなかったが神戸三宮と結ぶ交通機関ポートライナーが不通になるなど交通手段が絶たれたことによる活動停止という事態も生じた。(端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《文化復興》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)</p> <p>公立私立の芸術文化施設はそれぞれに大きな直接的被害を被ったのであるが、こうした直接的被害以外にも、震災直後の被災事情として2つの間接的な課題を抱え込んだ点を忘れてはならない。その1点目は、これらが公共的施設であるがゆえに、一部の施設では地震直後から被災者の避難所となった点である。被害の出た地区によっては避難所が足りないという事情もあったようで、ホール、美術館、図書館、水族園などの一部は避難所となった。芦屋市立図書館や宝塚市立図書館は、市の指定の避難所では足りなかったのをそれを補完する役割を果たした。須磨海浜水族園でも一時的に被災者を受け入れ、震災後は避難所としても機能した。またこの須磨海浜水族園では、避難所として多くの人を受け入れたために教室が不足した市立鷹取中学校に授業の場を提供し、「鷹取中学校水族園分校」が2月1日から3月24日の卒業式まで開校されたのであった。間接的な課題の第2の点は、これは公立の施設に起こり得たのであるが、こうした大規模災害に直</p>	

面すると救援職員が不足をきたし、災害復旧本部の応援に行かざるを得ず、そのために本来の業務であるはずの芸術文化施設そのものの復旧が後回しになったという例が生じている。神戸市立博物館の場合は1月24日から4月1日まで、ほぼ2ヶ月以上いわゆる防災指令第3号が出され、職員のほとんどは区役所から避難所への物資搬入などの救援援助に向かい、館には事務局長以下7名が残留しただけだったという。震災直後から、建物、設備の点検はもちろん、余震に備えて収蔵品のチェックや調査と避難搬出などの多くの本来業務は後回しにならざるを得なかったのである。(端 信行「歴史遺産の復旧等、地域文化をめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《文化復興》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

課題の整理

災害時における博物館・美術館の収蔵品、図書館の図書資料の保全対策
文化・社会教育施設の再建と避難所としての利用との調整

今後の考え方など

- 地震災害を中心とした災害から、貴重な文化財を「どのように守るか」、「被災した際の対応(特に緊急時の対応と救出)をどうするのか」について、全国の地方公共団体、文化財所有者、博物館・美術館等に情報を提供し、災害から文化財を適切に保護できるようにしている。(文部科学省)
- 公立の社会教育施設における災害復旧事業については、激甚災害(本激)に指定された場合に、その事業に対し補助することができることとしている。(文部科学省)
- 博物館・美術館の収蔵品、図書館の図書資料については保全体制の確立、マニュアル化に努めていく。(神戸市)
- 文化財防災資料センターの情報蓄積を進める。(神戸市)
- 文化財等の保全のための環境整備を進めていく。(神戸市)
- 仮設住宅等へのできるだけ早期の移行を進め、避難所と施設本来の利用との競合の解消に努めていく。(神戸市)
- 文化・社会教育施設が避難所となった場合、避難所の運営は、将来的には地域の防災コミュニティが、自主運営にあたり、市職員や施設管理者は必要に応じ運営を支援することとする。(神戸市)
- 指定避難所以外の文化・社会教育施設に避難している避難者については、最寄りの指定避難所に誘導する。(神戸市)
- 収蔵品等については、保全のための環境整備を進めていく。(尼崎市)